

金融経済教育推進機構法人文書の開示の方法に関する規程

〔令和六年六月二十八日〕
規程第三十一号

(目的)

第一条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「法」という。）第十五条第一項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）第四条第二項に基づき、金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示の方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開示の方法)

第二条 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法より開示を行うものとする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることが出来るよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限るものとする。

- 一 当該文書又は図画を閲覧するものとする。ただし、法第十五条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、第二号又は第三号に定めるものを閲覧するものとする。
 - 二 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）するものとする。
 - 三 当該文書又は図画を複写機により三判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものを交付するものとする。
 - 四 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第四号において同じ。）に複写したものを交付するものとする。
- 2 電磁的記録については、次に掲げる方法であつて、当機構が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものとする。
- 一 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものを閲覧するものとする。
 - 二 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものを交付する

ものとする。(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)

三 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものを
交付するものとする。

四 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものを交付するものとする。

附 則

1 この規程は、令和六年七月一日から施行し、同日から適用する。